

千葉県告示第679号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月24日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 誉田ニュータウン自治会
- (2) 事務所 千葉市緑区誉田町2丁目21番地962
- (3) 代表者 田尻 義教
- 住所 千葉市緑区誉田町2丁目21番地943

2 変更があった事項

- (1) 代表者の氏名
「宇津木 正博」を「田尻 義教」に改める。
- (2) 代表者の住所
「千葉市緑区誉田町2丁目21番地927」を「千葉市緑区誉田町2丁目21番地943」に改める。